

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課

新型コロナウイルス感染症に対する令和2年度(第23回)介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る留意点について(依頼)

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記試験の実施日程につきましては、令和2年10月11日(日)としているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、試験実施主体の各都道府県におかれましては、その実施にあたりまして以下の点にご留意いただき、万全を期していただきますようお願い申し上げます。

【留意点】

- 新型コロナウイルス感染症について、風邪や季節性インフルエンザ同様に、一般的な衛生対策として、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い及びアルコール消毒等を行うよう、受験者等に対して促すこと。

(対応例)

- ・受験者に対し、試験時間中におけるマスクの着用を認める。
※ただし、本人確認が困難な場合はマスクを外すように依頼する。
 - ・試験監督員等にもマスクの着用を推奨する。
 - ・試験会場に、手指消毒用アルコールを設置する。
 - ・試験室の換気のため、窓やドアを開ける。
- なお、令和2年7月21日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する令和2年度(第23回)介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る経費について」でお示したとおり、新型コロナウイルス感染症に対する対策(マスクの購入等)によるかかり増し経費については、地域医療介護総合確保基金の活用を可能としております。

【ご参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策」(内閣官房HP)
<https://corona.go.jp/>
- ・「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
人材研修係 熊野、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894